

## 週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

### （対象工事）

第1条 本工事は、新居浜市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

### （実施協議）

第2条 受注者は、月単位の週休2日確保から、週単位（完全週休2日（土日））又は通期の週休2日確保に変更を希望する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議し、変更後の取組みを反映した工程表を発注者に提出して承諾を得ること。

### （現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。
- 3 受注者は、現場閉所日には元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、次に該当する場合は、現場閉所日の作業として扱わない。
  - (1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業
  - (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
  - (3) 発注者の指示による作業

### （実施方法）

- 第4条 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は、月単位の週休2日を反映したものとすること。
- 2 月単位の週休2日確保から週単位（完全週休2日（土日））又は通期の週休2日確保に変更する場合は、施工計画書の工程表は、変更後の週休2日確保の取組みを反映したものとすること。
  - 3 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を明示し、周知すること。
  - 4 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振替えをする場合は、協議書にその理由と振替えを行う日を記載し、発注者に通知すること。
  - 5 受注者は、工事途中において週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保を月単位若しくは通期の週休2日確保に変更する場合、月単位の週休2日確保を通期の週休2日確保に変更する場合又は週休2日確保の実施を取りやめる場合は、発注者に理由を記載した協議書を速やかに提出し、承諾を得なければならない。なお、工事途中において、前述以外の変更は認めないものとする。
  - 6 受注者は、現場閉所率が確認できる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成のうえ発注者に提出するとともに、工事日報等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかに提出又は提示すること。

### （費用の計上）

- 第5条 発注者は、月単位の週休2日確保工事に係る費用を当初設計で計上している。なお、実施した取組みと現場閉所の達成状況を確認し、当初設計と異なる場合には、変更請負契約において補正する。
- 2 発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日が実施されていないものとして取り扱うものとする。

### （アンケート調査等）

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。

### （その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

## 週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）

### （対象工事）

第1条 本工事は、新居浜市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（受注者希望型）の試行対象工事である。

### （実施協議）

第2条 受注者は、週休2日確保の取組みを希望するか否かについて、工事着手日までに協議書により発注者と協議し、希望する場合は、希望する取組みを反映した工程表を発注者に提出して承諾を得ること。

### （現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。
- 3 受注者は、現場閉所日には元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行ってはならない。  
ただし、次に該当する場合は、現場閉所日の作業として扱わない。
  - (1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業
  - (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
  - (3) 発注者の指示による作業

### （実施方法）

第4条 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は週休2日確保を反映しないものとすること。

- 2 受注者は、週休2日確保に取り組む場合は、施工計画書の工程表は、希望した取組みを反映したものとすること。
- 3 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を明示し、周知すること。
- 4 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振替えをする場合は、協議書にその理由と振替えを行う日を記載し、発注者に通知すること。
- 5 受注者は、工事途中において週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保を月単位若しくは通期の週休2日確保に変更する場合、月単位の週休2日確保を通期の週休2日確保に変更する場合又は週休2日確保の実施を取りやめる場合は、発注者に理由を記載した協議書を速やかに提出し、承諾を得なければならない。なお、工事途中において、前述以外の変更は認めないものとする。
- 6 受注者は、現場閉所率が確認できる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成のうえ発注者に提出するとともに、工事日報等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかに提出又は提示すること。

### （費用の計上）

第5条 発注者は、受注者が週休2日確保に取り組んだ工事は、取組みと現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて積算した費用を変更請負契約において補正する。

- 2 発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日が実施されていないものとして取り扱うものとする。

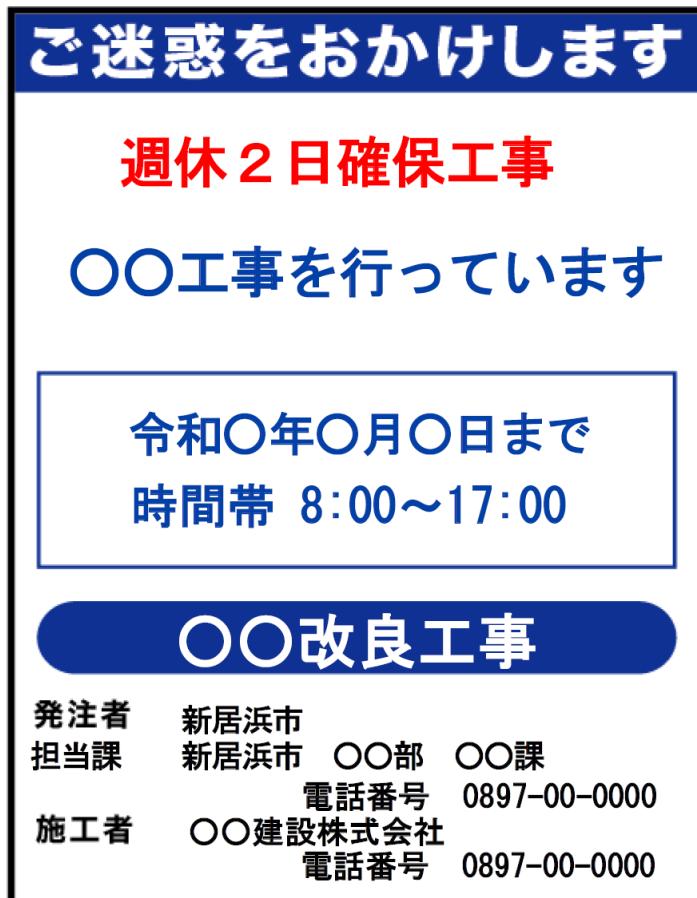
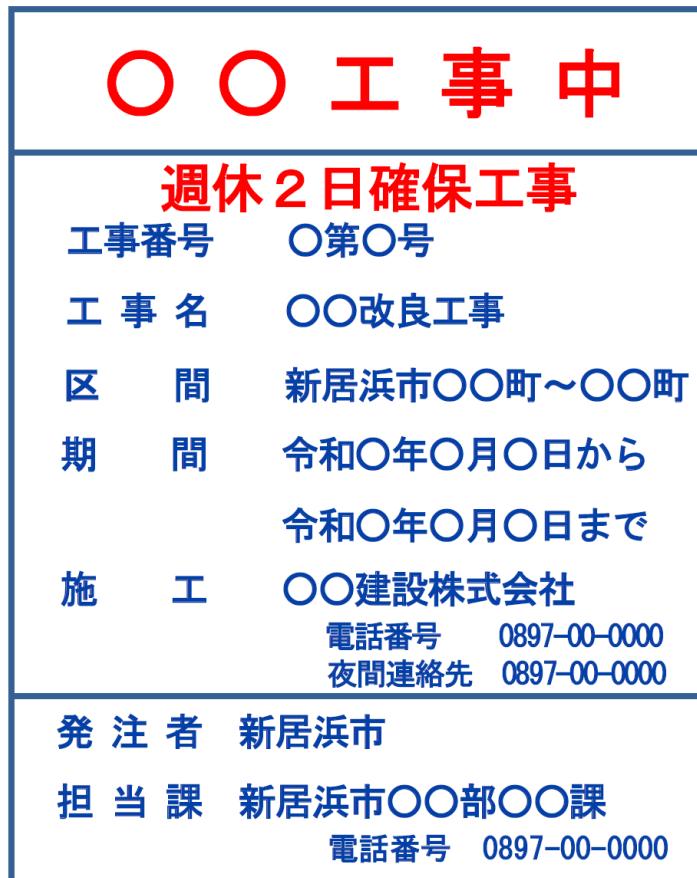
### （アンケート調査等）

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。なお、工事完成後においても同様とする。

### （その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考) 第4条第2項「工事看板等」表示例



(参考) 第4条第5項「工事履行報告書」記載例

## 工事履行報告書

工事名	○○改良工事		
工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
日付	令和〇年〇月〇日 (〇月分)		
現場閉所日	〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、 〇日(日)／計8日		
月別	予定工程 % ( )は工程変更後	実施工程 %	備考 (現場閉所日)
6月	5.0%	5.0%	現場工事着手日：〇月〇日 (4日)
7月	20.0%	25.0%	(9日)
8月	35.0%	35.0%	8月14日～16日夏季休暇 (7日)
9月	50.0% (45.0%)	45.0%	(8日)
10月	70.0% (65.0%)		
11月	80.0% (80.0%)		
12月	100.0% (100.0%)		現場作業終了日：
(記事欄)			

現場代理人又は主任技術者